

重要

会員各位

2025年2月吉日
株式会社いすゞユーマックス
いすゞモーターオークション

いすゞモーターオークション会員規約改定のご案内

拝啓 立春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、いすゞモーターオークション会員規約の一部を改定いたします。
つきましては、下記内容をご確認の上、別紙の改定内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、
今後ともいすゞモーターオークションをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【実施】 2025年3月1日より

【内容】

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ① 第15条 (年会費) | 第1項を改定し、第3項を追加します。 |
| ② 第20条 (会員の義務) | 第2項を改定します。 |
| ③ 第22条 (会員の禁止行為) | 第9項を追加します。 |
| ④ 第23条 (会員資格の喪失) | 第14項を追加します。 |
| ⑤ 第41条 (落札車両代金等の決済) | 第1項を改定します。 |
| ※J-Debitでのお支払は、4月以降となります。 | |
| ⑥ 第54条 (クレーム請求と免責) | 第4項1号を改定します。 |
| ⑦ 第63条 (自動車税の処理) | 第3項を改定します。 |

以上

【お問合せ先】

IMA 東京会場
千葉県印西市牧の台3丁目1番1
TEL 0476-42-5121
FAX 0476-42-5131

IMA 神戸会場
兵庫県神戸市灘区味泥町2-48
TEL 078-871-5500
FAX 078-871-5507

IMA 九州会場
福岡県古賀市青柳字馬渡808
TEL 092-942-0860
FAX 092-942-1342

【別紙】

改定前	改定後
<p>第 15 条(年会費)</p> <p>1. 年会費は、15,000 円とします。</p> <p>2. 前項の会費は、一年毎に新年度分を一括して事務局が指定した期日迄に指定の金融機関口座に振込むものとし、途中で退会しても返還されません。</p>	<p>第 15 条(<u>会員の継続</u>)</p> <p>1. <u>会員の継続にかかる</u>年会費は、15,000 円とします。</p> <p>2. 前項の会費は、一年毎に新年度分を一括して事務局が指定した期日迄に指定の金融機関口座に振込むものとし、途中で退会しても返還されません。</p> <p><u>3.会員を継続するに際し、古物商許可証の写しを事務局が指定した期日迄に提出するものとします。</u></p>
<p>第 20 条(会員の義務)</p> <p>2. 会員は、名称、代表者、本店住所、連絡先、業務形態等の入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに事務局まで書面にて届出なければなりません。その際、法人は登記簿謄本、個人は住民票もしくは変更を証明できる書類を添付するものとします。</p>	<p>第 20 条(会員の義務)</p> <p>2. 会員は、名称、代表者、本店住所、連絡先、<u>古物商許可証、連帯保証人の氏名、住所等の届出内容に変更が生じた場合は、</u>速やかに事務局まで書面にて届出なければなりません。その際、法人は登記簿謄本、個人は住民票<u>その他の</u>変更を証明できる書類を添付するものとします。</p>
<p>第 22 条(会員の禁止行為)</p>	<p>第 22 条(会員の禁止行為)</p> <p><u>9. 落札した車両その他 IMA の仲介によって売買される車両を輸出する場合、日本の外国為替及び外国貿易法または、日本又はその他の国の輸出管理ならびに貿易制裁および経済制裁に関する法令に違反する輸出又は取引を行うこと。</u></p>
<p>第 23 条(会員資格の喪失)</p>	<p>第 23 条(会員資格の喪失)</p> <p><u>14. 入会申込書記載の申告内容に虚偽があったとき。</u></p>
<p>第 41 条(落札車両代金等の決済)</p> <p>1. 落札車両代金、諸手数料および自動車税については、理由の如何を問わず、全額を事務局が指定する期日までに事務局指定の銀行口座に振込み、または現金で支払わなければなりません。</p>	<p>第 41 条(落札車両代金等の決済)</p> <p>1. 落札車両代金、諸手数料および自動車税については、理由の如何を問わず、全額を事務局が指定する期日までに事務局指定の銀行口座に振込み、または現金<u>もしくは J-Debit</u>で支払わなければなりません。</p>

<p>第 54 条(クレーム請求と免責)</p> <p>4. クレーム受付期間内の請求であっても、以下の事項については免責とします。但し、エンジン、ミッション、メインフレーム等主要個所の重大な欠陥を事務局が認めた場合は除きます。(落札 価格の 3 分の 1 の減額を限度とします。)</p> <p>① 第三者に落札車を転売した場合、又は落札車の名義変更を完了した場合、第 53 条第 6 項各号に定める重大クレーム又は本項但書に定める重大な欠陥に係るクレームを除き、ノークレームとします。</p>	<p>第 54 条(クレーム請求と免責)</p> <p>4. クレーム受付期間内の請求であっても、以下の事項については免責とします。但し、エンジン、ミッション、メインフレーム等主要個所の重大な欠陥を事務局が認めた場合は除きます。(落札価格の 3 分の 1 の減額を限度とします。)</p> <p>① 第三者に落札車を転売した場合、又は落札車の名義変更 (所有者変更等の登録を含む)を完了した場合、第 53 条第 6 項各号に定める重大クレーム又は本項但書に定める重大な欠陥に係るクレームを除き、ノークレームとします。</p>
<p>第 63 条 (自動車税の処理)</p> <p>3. 成約車両の自動車税未納が車検満了月の前月以降 (自動車税納付期限内は除く) に発覚した場合、出品店に対しペナルティ 30,000 円を請求します。また、落札店が事務局の了承を得た後に自動車税を立替えて支払った場合は、出品店に対して自動車税相当額を別途請求し、落札店に支払います。</p>	<p>第 63 条 (自動車税の処理)</p> <p>3. 成約車両の自動車税未納が車検満了月の前月以降 (自動車税納付期限内は除く) に発覚した場合、出品店に対しペナルティ 30,000 円を請求します。 出品店は未納が発覚した日を含む 6 営業日以内に自動車税の納税証明 (継続検査用) を提出しなければなりません。(但し、電子確認ができる場合は除く) 出品店が自動車税納税証明 (継続検査用) の提出を怠った場合、10,000 円の遅延ペナルティを請求し、以後、1 営業日遅延するごとに 2,000 円を加算します。尚、落札店が事務局の了承を得た後に自動車税を立替えて支払った場合は、出品店に対して自動車税相当額を別途請求し、落札店に支払います。</p>